（移行計画の認定の取消し）

第五十九条　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　（略）

二　削除

三～八　（略）

（厚生労働大臣への報告）

第六十条　（略）

２　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

３～５　（略）

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　（略）

二　平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けなかつたとき。

三～八　（略）

（厚生労働大臣への報告）

第六十条　（略）

２　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書（新医療法人へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書）に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

３～５　（略）

附則様式第五を次のように改める。

附則様式第５（附則第60条第１項から第３項まで関係）

実施状況報告書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

法人所在地
法　人　名
代表者の氏名　　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の８の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

１　実施状況報告の種別　（　）医療法施行規則附則第60条第１項に基づく報告
（　）同条第２項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
（　）同条第３項に基づく報告

２　報告が必要となった理由が生じた日　　年　月　日

３　新医療法人への移行の進捗状況等

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の医療法施行規則第五十七条、第五十九条及び第六十条第二項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の九第三項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例による。